

熊本県公報

号外 第 11 号
平成 19 年 3 月 28 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 規 則**
- 熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(障害者支援総室) 1
 - 熊本身体障害者授産施設規則の一部を改正する規則……………(") 1
 - 熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例施行規則……………(建 築 課) 1

規 則

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 7 号

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則
熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和 45 年熊本県規則第 42 号)の一部を次のように改正する。
第 6 条中「精神病院等」を「精神科病院等」に、「精神病院」を「精神科病院」に改める。
第 8 条、第 15 条、第 16 条及び第 17 条中「精神病院等」を「精神科病院等」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本身体障害者授産施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 8 号

熊本身体障害者授産施設規則の一部を改正する規則
熊本身体障害者授産施設規則(昭和 56 年熊本県規則第 46 号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
熊本県くすのき園設置条例施行規則
第 1 条中「熊本県身体障害者授産施設(以下「授産施設」を「熊本県くすのき園(以下「くすのき園」に改める。
第 2 条を次のように改める。
(定数)
第 2 条 くすのき園に入所し、又は訓練を受ける者の定数は、次のとおりとする。
(1) 施設入所支援 50 人
(2) 就労移行支援 10 人
(3) 就労継続支援 45 人
第 3 条中「授産施設」を「くすのき園」に改める。
附 則
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例施行規則をここに公布する。
平成 19 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 9 号

熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例施行規則
(趣旨)
第 1 条 この規則は、熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例(以

下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(区域指定の申出及び方法等)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出することにより行うものとする。

- (1) 区域の名称
- (2) 区域の面積
- (3) 指定を受けようとする主な理由
- (4) 区域における建築物の連たん状況
- (5) 区域における公共施設の整備状況
- (6) 建築物の用に供する土地の割合
- (7) その他知事が必要と認める事項

2 前項の申出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 区域を定める基礎となる土地の範囲並びに建築物の位置及び敷地の範囲を示す図面
- (2) 区域の位置及び範囲を示す図面
- (3) 区域内の土地の地番、地積及び地目の一覧表
- (4) 区域の公図の写し
- (5) 区域における公共施設の整備状況を示す図面
- (6) 区域内の建築物の位置及び敷地の範囲を示す図面
- (7) 区域内の建築物の一覧表及びそれらが建築された日が確認できる書類
- (8) 第 5 条に規定する指定除外区域を示す図面
- (9) 市町村都市計画審議会の審議の内容を記載した書面
- (10) 公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講じた場合においては、その状況及び住民から出された意見の概要を記載した書面
- (11) その他知事が必要と認める書類及び図面

(区域の境界)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の区域の境界は、建築物の敷地の境界により定めることとし、これにより難い場合は、道路、河川、山林、がけその他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なもの又は町界、字界等により定めるものとする。

(建築物の用に供する土地の割合)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項第 2 号の規則で定める程度に集積している区域とは、当該区域内の建築物の用に供する土地の面積の合計が当該区域の面積(道路、水路、公園その他の公共施設の敷地及び湿地、がけ地その他建築物の用に供するのに適当でない土地の面積を除く。)の 2 分の 1 を超える区域とする。

(指定除外区域)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項第 3 号の規則で定める区域は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 2 条の規定により指定された土地の区域
- (2) 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された地すべり防止区域
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 6 条第 1 項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第 8 条第 1 項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (5) 農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 4 条第 2 項第 1 号に規定する農地
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 8 条第 2 項第 1 号の規定により定められた農用地区域
- (7) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 93 条第 1 項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地、同法第 109 条第 1 項の規定により指定された史跡名勝天然記念物の指定地域又は同法第 110 条の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の仮指定地域
- (8) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林の区域又は同法第 41 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により指定された保安施設地区
- (9) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 13 条第 1 項の規定により指定された特別地域
- (10) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 7 号の風致地区として定められた区域
- (11) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 29 条第 1 項の規定により指定された特別保護地区
- (12) 熊本県立自然公園条例(昭和 33 年熊本県条例第 45 号)第 14 条第 1 項の規定により指定された特別地域
- (13) 熊本県自然環境保全条例(昭和 48 年熊本県条例第 50 号)第 11 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域、同条例第 19 条第 1 項の規定により指定された緑地環境保全地域又は同条例第 23 条第 1 項の規定により指定された郷土修景美化地域
- (14) 熊本県文化財保護条例(昭和 51 年熊本県条例第 48 号)第 35 条第 1 項の規定により指定された県史跡名勝天然記念物の指定地域
- (15) 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成 16 年熊本県条例第 19 号)

第 34 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区

(16) その他知事が指定する区域に含めることが適当ではないと認める区域
(道路の幅員)

第 6 条 条例第 4 条第 1 項第 4 号の規則で定める主要な道路の幅員は 6 メートルとし、同号の規則で定める区域外の道路の幅員は 6.5 メートルとする。ただし、区域の規模及び形状、区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、これによることが著しく困難と認められる場合であって、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められるときは、主要な道路及び区域外の道路の幅員は、いずれも 4 メートルとする。

(指定等の告示)

第 7 条 条例第 4 条第 3 項の規定による告示は、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 区域の名称
- (2) 区域の範囲
- (3) 指定を行った期日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

